

家屋の新築、増築、取り壊しをした方・予定のある方へ



家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の所有状況により課税されます。

新築、増築家屋は、固定資産評価額算定のために調査する必要があります。取り壊した家屋は、年内に取り壊したことを確認して課税台帳から抹消する必要があります。

新築、増築、取り壊しをした方や年末までにこれらの予定がある方は申告先までお知らせください。

一定の条件下で家屋を改修した方は、固定資産税が減額となる制度があります。制度の適用を受けるためには申告が必要です。

- ▽耐震改修減額
- ▽バリアフリー改修減額
- ▽省エネ改修減額

申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係
☎(48)1111(内1109・1110)

住宅用地の利用状況変更による申告



住宅用地は、税負担を軽減するため、必要があるため、所有者からの申告により課税標準の特例措置が適用されます。

この制度を適正に運用するため、土地所有者の方は、土地の利用状況を次のように変更した場合、下記申告先までお知らせください。

- ▽更地に住宅を新築し、新たに住宅用地になった場合
- ▽店舗などを住宅に改築し、住宅用地になった場合
- ▽併用住宅(店舗兼住宅など)で、居住部分とそれ以外の部分の床面積に変更があった場合
- ▽住宅を店舗などに改築し、住宅用地でなくなった場合
- ▽土地の利用状況を変更した場合
(例:隣接地を取得して住宅用地とした、新たに敷地の一部を貸し駐車場に変更したなど)
- ▽住宅を取り壊し、住宅用地でなくなった場合
- ▽住宅用地の住宅戸数に変更が

全国一斉「子ども人権110番」強化週間

8月26日～9月1日は全国一斉「子ども人権110番」強化週間です。いじめや虐待など、子どもの人権に関わる悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます。電話で相談してください。相談内容の秘密は守ります。

日時

8月26日(金)～9月1日(木)午前8時30分～午後7時
※ 8月27日(土)、28日(日)は午前10時～午後5時

相談専用電話(子ども人権110番)

☎0120(007)110(フリーダイヤル)

問い合わせ先

名古屋法務局人権擁護部 ☎052(952)8111(内1471)

あった場合

申告・問い合わせ先

税務課固定資産税係
☎(48)1111(内1109・1110)

消防職員を募集

知多中部広域事務組合では、令和5年4月採用予定の消防職員を募集します。

応募資格 【高校卒】平成9年4月2日以降に生まれ、高校を卒業または令和5年3月までに卒業見込みの方

※ 大学卒または短大卒の方は、受験できません。

採用予定人員 3人程度

試験日 9月18日(日)

応募期間 8月9日(火)～17日(水)(土曜日、日曜日、祝日を除く)

応募方法 知多中部広域事務組合消防本部総務課へ本人が申込書などを直接持参してください。
※ 申込書などは、消防本部総務課または消防本部ホームページにあります。

応募・問い合わせ先

知多中部広域事務組合
消防本部総務課
☎(21)1490 FAX(22)7420
電子メール
chitachu@cac-net.ne.jp



◀消防本部
ホームページ

普通救命講習を開催

普通救命講習 I (女性限定)

内容 女性限定の講習
成人に対する心肺蘇生法、AEDの取り扱い、止血法

日時 9月10日(土)
午前9時～正午

場所 半田消防署(半田市東洋町1-6)

上級救命講習

内容 成人に対する心肺蘇生法、AEDの取り扱い、止血法、外傷手当、搬送法

日時 9月17日(土)
午前9時～午後6時

場所 半田消防署(半田市東洋町1-6)

申し込み・問い合わせ先

半田消防署救急課 ☎(21)1492
※ 新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、中止する場合があります。
※ 詳しくは、知多中部広域事務組合消防本部のホームページをご覧ください。
※ 講習の申し込みは先着順で、半田消防署・各支署・出張所で受け付けています。



◀消防本部
ホームページ